

- k 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
- 1 軽作業を越える作業の回避が必要である
- (イ) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの。
- イ 等級表 2 級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。
- (ア) CD4 陽性 T リンパ球数が  $200/\mu\text{l}$  以下で、アの項目 (a~1) のうち 3 項目以上が認められるもの。
- (イ) エイズ発症の既往があり、アの項目 (a~1) のうち 3 項目以上が認められるもの。
- (ウ) CD4 陽性 T リンパ球数に関係なく、アの項目 (a~1) のうち a から d までの 1 つを含む 6 項目以上が認められるもの。
- ウ 等級表 3 級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。
- (ア) CD4 陽性 T リンパ球数が  $500/\mu\text{l}$  以下で、アの項目 (a~1) のうち 3 項目以上が認められるもの。
- (イ) CD4 陽性 T リンパ球数に関係なく、アの項目 (a~1) のうち a から d までの 1 つを含む 4 項目以上が認められるもの。
- エ 等級表 4 級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。
- (ア) CD4 陽性 T リンパ球数が  $500/\mu\text{l}$  以下で、アの項目 (a~1) のうち 1 項目以上が認められるもの。
- (イ) CD4 陽性 T リンパ球数に関係なく、アの項目 (a~1) のうち a から d までの 1 つを含む 2 項目以上が認められるもの。
- (2) 13 歳未満の者の場合
- ア 等級表 1 級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、「サーベイランスのための HIV 感染症/AIDS 診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999) が採択した指標疾患のうち 1 項目以上が認められるもの。
- イ 等級表 2 級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。
- (ア) 次の項目 (a~r) のうち 1 項目以上が認められるもの。
- a 30 日以上続く好中球減少症 ( $<1,000/\mu\text{l}$ )
- b 30 日以上続く貧血 ( $<\text{Hb } 8\text{g/dl}$ )
- c 30 日以上続く血小板減少症 ( $<100,000/\mu\text{l}$ )
- d 1 か月以上続く発熱

- e 反復性又は慢性の下痢
- f 生後1か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染
- g 生後1か月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎
- h 生後1か月以前に発症したトキソプラズマ症
- i 6か月以上の小児に2か月以上続く口腔咽頭カンジダ症
- j 反復性単純ヘルペスウイルス口内炎(1年以内に2回以上)
- k 2回以上又は2つの皮膚節以上の帯状疱疹
- l 細菌性の髄膜炎、肺炎又は敗血症(1回)
- m ノカルジア症
- n 播種性水痘
- o 肝炎
- p 心筋症
- q 平滑筋肉腫
- r HIV腎症

(イ) 次の年齢区分ごとのCD4陽性Tリンパ球数及び全リンパ球に対する割合に基づく免疫学的分類において「重度低下」に該当するもの。

| 免疫学的分類 | 児の年齢                     |                          |                        |
|--------|--------------------------|--------------------------|------------------------|
|        | 1歳未満                     | 1～6歳未満                   | 6～13歳未満                |
| 正常     | $\geq 1,500/\mu\text{l}$ | $\geq 1,000/\mu\text{l}$ | $\geq 500/\mu\text{l}$ |
|        | $\geq 25\%$              | $\geq 25\%$              | $\geq 25\%$            |
| 中等度低下  | 750～1,499/ $\mu\text{l}$ | 500～999/ $\mu\text{l}$   | 200～499/ $\mu\text{l}$ |
|        | 15～24%                   | 15～24%                   | 15～24%                 |
| 重度低下   | $< 750/\mu\text{l}$      | $< 500/\mu\text{l}$      | $< 200/\mu\text{l}$    |
|        | $< 15\%$                 | $< 15\%$                 | $< 15\%$               |

ウ 等級表3級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染している、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 次の項目(a～h)のうち2項目以上が認められるもの。

- a リンパ節腫脹(2か所以上で0.5cm以上。対称性は1か所とみなす)
- b 肝腫大
- c 脾腫大
- d 皮膚炎
- e 耳下腺炎

- f 反復性又は持続性の上気道感染
- g 反復性又は持続性の副鼻腔炎
- h 反復性又は持続性の中耳炎

(イ) イの年齢区分ごとの CD4 陽性 T リンパ球数及び全リンパ球に対する割合に基づく免疫学的分類において「中等度低下」に該当するもの。

エ 等級表 4 級に該当する障害はヒト免疫不全ウイルスに感染していて、ウの項目(a~h)のうち 1 項目以上が認められるもの。

六 2 つ以上の障害が重複する場合の取扱い

2 つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、次により認定する。

1 障害等級の認定方法

(1) 2 つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、次により認定する。

| 合計指数  | 認定等級 |
|-------|------|
| 18 以上 | 1 級  |
| 11~17 | 2 "  |
| 7~10  | 3 "  |
| 4~6   | 4 "  |
| 2~3   | 5 "  |
| 1     | 6 "  |

(2) 合計指数の算定方法

ア 合計指数は、次の等級別指数表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとす。

| 障害等級 | 指数  |
|------|-----|
| 1 級  | 18  |
| 2 "  | 11  |
| 3 "  | 7   |
| 4 "  | 4   |
| 5 "  | 2   |
| 6 "  | 1   |
| 7 "  | 0.5 |

イ 合計指数算定の特例

同一の上肢又は下肢に重複して障害がある場合の当該一上肢又は一下肢に係る合計指数は、機能障害のある部位（機能障害が2か所以上あるときは上位の部位とする。）から上肢又は下肢を欠いた場合の障害等級に対応する指数の値を限度とする。

(例 1)

|   |                |    |        |    |
|---|----------------|----|--------|----|
| { | 右上肢のすべての指を欠くもの | 3級 | 等級別指数  | 7  |
|   | "    手関節の全廃    | 4級 | "      | 4  |
|   |                |    | 合    計 | 11 |

上記の場合、指数の合計は11となるが次の障害の指数が限度となるため合計指数は7となる。

右上肢を手関節から欠くもの    3級    等級別指数    7

(例 2)

|   |               |    |        |    |
|---|---------------|----|--------|----|
| { | 左上肢の肩関節の全廃    | 4級 | 等級別指数  | 4  |
|   | "    肘関節    " | 4級 | "      | 4  |
|   | "    手関節    " | 4級 | "      | 4  |
|   |               |    | 合    計 | 12 |

上記の場合、指数の合計は12となるが次の障害の指数が限度となるため合計指数は11となる。

左上肢を肩関節から欠くもの    2級    等級別指数    11

## 2 認定上の留意事項

- (1) 音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害の重複については1の認定方法を適用しない。
- (2) 体幹機能障害と下肢機能障害は原則として1の認定方法を適用してさしつかえないが、例えば、神経麻痺で起立困難なもの等については体幹及び下肢の機能障害として重複認定すべきではなく、体幹又は下肢の単独の障害として認定するものとする。
- (3) 聴覚障害と音声・言語機能障害が重複する場合は、1の認定方法を適用してさしつかえない。  
例えば、聴力レベル100dB以上の聴覚障害(2級指数11)と音声・言語機能の喪失(3級指数7)の障害が重複する場合は1級(合計指数18)とする。
- (4) 7級の障害は、等級別指数を0.5とし、6級以上の障害と同様に取り扱い合って合計指数を算定する。

- 3 上記により認定される障害等級が著しく均衡を欠くと認められるものについては、地方社会福祉審議会の意見を聞いて別に定めるものとする。

### 身体障害の範囲拡大の経緯

| 年 月      | 障 害 の 範 囲  |
|----------|--|
| 昭和25年 4月 | 身体障害者福祉法施行<br>[障害の範囲]<br>・視力障害<br>・聴力障害<br>・音声・言語機能障害障害<br>・肢体不自由<br>・中枢神経機能障害 |
| 昭和42年 8月 | 障害の範囲拡大<br>・心臓機能障害<br>・呼吸器機能障害   |
| 昭和47年 7月 | 障害の範囲拡大<br>・じん臓機能障害  |
| 昭和59年10月 | 障害の範囲拡大<br>・ぼうこう又は直腸の機能障害<br>・そしゃく機能障害   |
| 昭和61年10月 | 障害の範囲拡大<br>・小腸の機能障害  |
| 平成10年 4月 | 障害の範囲拡大<br>・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害  |